

判決年月日	平成29年11月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成28年（行ケ）第10225号		
○ 特許異議の申立てに対し特許庁が行った特許取消決定には、特許法29条の2の発明の同一性に関する判断の誤りがあるとして、同決定が取り消された事例。			

（関連条文）特許法29条の2

（関連する権利番号等）異議2015-700133号，特許第5708898号

判 決 要 旨

本件は、発明の名称を「ポリアリーレンスルフィド樹脂の製造方法およびポリアリーレンスルフィド樹脂組成物」とする原告の特許について、特許異議の申立てがあり、特許庁が特許を取り消す旨の決定をしたため、原告が同決定の取消しを求めて出訴した事案である。

決定の理由は、要するに、特許請求の範囲請求項4～7の発明（本件発明4～7）は、いずれも、先願明細書（PCT/KR2013/007081号〔国際公開第2014/025190号〕の国際出願日における国際出願の明細書，特許請求の範囲又は図面）に記載された発明と同一である（両発明の間に認められる相違点は実質的な相違点ではない）から、本件発明4～7に係る特許は特許法29条の2に違反してされたものであって取り消されるべき、というものである。

本判決は、要旨次のとおり判示して、決定を取り消した。

相違点1（注：本件発明4～7に共通）に係る構成、すなわち、PAS樹脂に対し0.01～1,200ppmの範囲となる割合でヨウ素原子を含有することが実質的な相違点ではなく、先願明細書発明Bに記載されているに等しい事項であるといえるか否か（発明の同一性）について検討するに、提出された証拠（乙1，乙2及び甲1）の各記載から、ジヨード化合物と固体硫黄と、更に「重合停止剤」とを含む混合物を熔融重合させることによって製造されるPAS樹脂について、ヨウ素含有量が1,200ppm以下のものが得られること、上記のいずれの例においても重合禁止剤（重合停止剤）が添加されていることが理解でき、このような、ヨウ素含有量が少ないPAS樹脂を製造することができること自体は、優先日において周知の技術的事項であったといえる。

しかしながら、上記各文献からは、このような、1,200ppm以下の低ヨウ素量のPAS樹脂を製造するために必要な条件、すなわち、重合時の温度や圧力、重合時間等は必ずしも明らかでない。また、前記認定の技術常識からは、重合禁止剤の種類や添加の割合のみならず、添加の時期（タイミング）によっても、得られる樹脂の重合度や不純物としてのヨウ素含有量が異なることが予測されるところ、それらとの関係についても一切明らかにされていない。してみると、これらの各文献に記載された事項から、直ちに先願明細書にヨウ素含有量が1,200ppm以下であるPAS樹脂組成物が記載されているとの結論を導くことはできない。

したがって、この点に関する決定の判断は誤りである。